

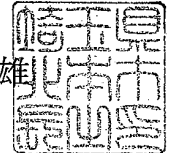


北こ子発第 178 号

令和 7 年 10 月 10 日

北本市子どもの権利委員会
委員長 森 田 満理子 様

北本市長 三 宮 幸 雄



子どもの権利に関する施策の実施状況について（諮問）

北本市子どもの権利に関する条例第 35 条第 3 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

北本市子どもの権利に関する施策の実施状況について

2 理由

本市では、令和 6 年 3 月に、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、北本市子どもの権利に関する行動計画を策定し、令和 6 年度から、計画に基づき子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。

計画の推進にあたりましては、本市の子どもの権利に関する施策の実施状況を公表するものとしています。この実施状況の公表にあたり、貴委員会の意見を求めるものです。